

介護保険施設等運営指導基準

練馬区福祉部指導検査担当課

運営指導基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態		根拠の提示	改善報告
C	文書指摘	<p>福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。</p>	<p>法令等、具体的かつ直接的な根拠が必要</p>	<p>期限を定めて改善報告を行うよう指導</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p> <p>なお、福祉関係法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合または正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p>	<p>法令等、具体的かつ直接的な根拠が必要</p>	<p>不要</p>
A	助言指導	<p>法令および通達等のいずれにも適合しているが、必要と判断した場合、適正な運営に資するものと考えられる範囲で、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>	<p>直接的な根拠まで求めないが、具体的な理由の説明が必要</p>	<p>不要</p>